

医師確保に関する会議体における協議について

1 今年度の開催結果

医師の確保に関して地域医療対策部会において協議を行う事項のうち、以下の事項については、ワーキンググループとして協議を行った。

区 分		新専門医制度連絡協議会	県養成医師派遣調整会議
協議事項		新専門医制度（H30.4～開始）について、医師の地域偏在等を助長しないよう、専門研修プログラムの認定に当たり、次の事項について協議 ① プログラムの内容把握及び確認・検討等 ② 必要な修正意見の日本専門医機構への提出等	自治医科大学、兵庫医科大学、神戸大学、鳥取大学及び岡山大学で養成した医師（県養成医師）の円滑な研修・派遣等の実施を図るため、次の事項について協議 ① 県養成医師の派遣計画に関すること ② 県養成医師のキャリア形成支援に関すること ③ その他県養成医師の派遣等に関すること
構 成		14名 （大学2名 医師会 1名 病院団体3名 病院関係者4名 市 町3名 県 1名）	19名 （大学 6名 へき地拠点病院 9名 県 3名 そ の 他 1名）
今年度開催実績	開 催 日	令和元年8月7日（水）	第1回：令和元年7月2日（火） 第2回：令和元年10月31日（木）
	主 な 協議事項	2020年度専門研修プログラムについて	第1回：令和2年度 県養成医師臨床研修派遣先について 第2回：令和2年度 県養成医師前期派遣・後期派遣の計画について
	結 果	個別のプログラム内容について、修正等を伴う意見が特段なかったため、その旨厚生労働省に報告【別紙1】	県養成医師キャリア形成プログラム及び派遣計画について了承 【別紙2・3】

2 今後の体制について

(1) 新専門医制度連絡協議会

来年度から、臨床研修病院の指定、定員設定等の権限が国から都道府県に移譲されることを踏まえ、新専門医制度に加え、臨床研修に係る事項についても協議を行う、大学、医療関係者等を中心とした実務的・専門的な会議体として改編する。

※ 今後のスケジュール

令和2年1月上旬頃	新たな協議体の設置
令和2年1月下旬頃	新たな協議体による臨床研修病院定員設定の協議
令和2年2月上旬頃	地域医療対策部会において協議結果報告

(2) 県養成医師派遣調整会議

継続設置

【参考】

医療法の一部改正（H30.7.25施行）に伴う地域医療対策協議会の機能強化について】

※ 『医療法及び医師法の一部を改正する法律』の一部の施行について
（平成30年7月25日付け厚生労働省医政局長通知）

医療法に規定する「地域医療対策協議会」
⇒ 本県においては「兵庫県医療審議会地域医療対策部会」が該当

1 県は、地域医療対策協議会において、医師の確保に関する事項の実施に必要な次の事項について協議を行い、協議が整った事項について公表することとされた。

(1) キャリア形成プログラムに関する事項

(2) 医師の派遣に関する事項

(3) 医師少数区域等に派遣された医師の能力の開発・向上に関する継続的な援助に関する事項

(4) 医師少数区域等に派遣された医師の負担軽減措置に関する事項

(5) 医師法の規定によりその権限に属せられた事項

ア 日本専門医機構に対する専門研修に関する意見陳述

イ 臨床研修病院の指定、臨床研修病院ごとの研修医の定員の設定に関する事項

2 上記1に伴い、現在、都道府県内に存在する地域医療対策協議会以外の医師確保に関する会議体は、平成30年度中に、地域医療対策協議会に一本化することとされた。

※ 例外として、既存の他の協議会の機能を、ワーキンググループとして存続させる特別の必要がある場合には、そのような取扱いを認めることとされた。

(公印省略)
医第1832号
令和元年9月4日

厚生労働省医政局医事課長 様

兵庫県健康福祉部長

医師法第16条の8の規定に基づく専門研修に関する協議について

このことについて、本県の意見を別紙のとおり提出します。

【担 当】

兵庫県健康福祉部健康局医務課

医療人材確保班 鶴井、明神 (あけがみ)

T E L : 078-362-3606

F A X : 078-362-4267

E-mail : shigeru_akegami@pref.hyogo.lg.jp

意見様式

都道府県名： 兵庫県
基幹施設名： —
診療科領域名： —
プログラム名： —

1. 専門研修施設の認定基準に関する意見（3（2）①及び②に関するもの）

—

2. 研修カリキュラム制に関する意見（3（2）③に関するもの）

—

3. 専門研修施設群に関する意見（3（2）④に関するもの）

—

4. その他

2021年度の専門研修プログラム定員の設定に当たっては、次のとおり取り扱うよう提案する。

- 2020年度のシーリングにおいては、二重の激変緩和措置（※）が施された結果、偏在解消の効果が希薄になっていることから、東京都におけるシーリング数は、厚生労働省案による定員数とし、その範囲内で連携（地域研修）プログラムを義務付けること。
（※）① シーリング数算定にかかる余剰養成数の差引を20%に抑制【厚生労働省案】
② 連携（地域研修）プログラム分の上乗せ【日本専門医機構案】
- 外科及び産婦人科については、2018年度の新専門医制度開始後においても、東京都への専攻医の集中が高くなっていることから、地域偏在を助長しないよう、シーリング対象とすること。
- 日本専門医機構は、専攻医が各プログラムの中でどの研修施設で研修を行っているのかを把握し、データベースを構築し、実態の検証を行い、有効な対策を検討するとともに、都道府県等にも適切に情報提供すること。

- 1 身分：医師国家試験に合格後、「兵庫県職員」として採用
- 2 義務年限：医師として兵庫県知事が指定する公立病院等に勤務すべき年限は「9年」とする。
- 3 修学資金返還免除要件：県養成医師キャリア形成プログラムの満了を条件とする。
- 4 研修・派遣体制
県養成医師は採用後、義務年限内に以下の掲げる区分に従って勤務する。

区 分	臨床研修	前期へき地派遣	後期研修	後期へき地派遣
期 間	2年	3年	2年	2年
派遣先 研修先	<ul style="list-style-type: none"> ・県内へき地医療拠点病院 ・内科・総合診療育成コースのみ ・神戸大学病院※ ・兵庫医大病院※ 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内へき地の市町立医療機関 ・県内へき地医療拠点病院 ・県健康福祉事務所 ・知事が特に必要と認める保健医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内へき地医療拠点病院 ・県内公的医療機関（県・市町、日赤、済生会） ・県内国立病院機構 ・神戸・鳥取・岡山大学病院、兵庫医大病院、自治医大病院 ・知事が特に必要と認める国内外の保健医療機関（1年以内） 	前期派遣と同じ

※) たすきがけコース・・・1年目はへき地医療拠点病院、2年目は大学病院

5 派遣・研修の基本的な考え方

- (1) 派遣先・研修先は、(2)～(4)に従って兵庫県が決定する。
- (2) 前期派遣(3年)、後期派遣(2年)は、勤務地の地域性、医療機関の規模・指導体制等を考慮
- (3) 派遣先の受入希望を聞きながら、本人の生活環境（出産・育児・病気等）や専門医取得の希望を尊重し、勤務年数等の経験を配慮
- (4) 臨床・後期研修は、研修先の受入希望を聞きながら、本人の希望を尊重する。

- 6 キャリア形成支援 ※「連携施設」は2020年度専門研修プログラムから引用。
※「専門研修プログラム」や「連携施設」は、医師確保計画の策定等を踏まえ今後追加の可能性あり。

① 内科・総合診療育成コース

- ＜概 要＞ 後期研修1年目までに専門医申請資格の取得を可能とし、後期派遣では、内科・総合診療に派遣
- ＜対 象 者＞ 内科は神戸大学病院及び兵庫医大病院、総合診療は県立丹波医療センター及び兵庫医大ささやま医療センターのプログラム登録者

区 分	臨床研修	前期派遣	後期研修		後期派遣
年 次	1～2年目	1～3年目	1年目	2年目	1～2年目
診療科	臨床研修	専門研修プログラム		サブスペ研修	
内 科	<ul style="list-style-type: none"> ・へき地医療拠点病院 ・神戸大学病院 ・兵庫医大病院 	<ul style="list-style-type: none"> ○連携施設 ・へき地医療拠点病院 市立西脇、赤穂市民、公立宍粟、公立豊岡、公立八鹿、県立丹波、県立淡路 ・へき地市町立医療機関 市立加西(*)、北播磨総合(*)、公立神崎(*)、たつの市民(★)、公立出石、公立朝来、公立日高(*)、公立村岡、公立香住、公立浜坂 	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹施設 ・神戸大学病院 ・兵庫医大病院 	後 期 研 修 先 医 療 機 関	後 期 派 遣 先 医 療 機 関
総合診療					

② 特定診療科育成コース

- ＜背 景＞ 保健医療計画の改正を踏まえ診療科偏在解消に向け設定
- ＜コ ー ス＞ 小児科、産婦人科、外科、救急科、整形外科（今後、必要に応じて診療科を追加）
- ＜概 要＞ 後期研修1年目（整形は後期研修2年目）までに専門医申請資格の取得を可能とし、後期派遣では選択した特定診療科の連携施設へ派遣
- ＜募集定員＞ 各コース若干

【専門医取得4年コース（基本）】

区 分	臨床研修	前期派遣		後期研修		後期派遣
年 次	1～2年目	1～3年目		1年目	2年目	1～2年目
診療科	臨床研修	専門研修プログラム			サブスペ研修等	
小児科	<ul style="list-style-type: none"> ・へき地医療拠点病院 	<ul style="list-style-type: none"> ○連携施設 北播磨総合、公立豊岡、県立丹波、県立淡路 	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹施設 神戸大学病院 	後 期 研 修 先 医 療 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ○連携施設 各専門プログラム 連携施設 	
産婦人科						<ul style="list-style-type: none"> ○連携施設 市立西脇、県立丹波、県立淡路
外科						<ul style="list-style-type: none"> ○連携施設 市立西脇、北播磨総合、市立加西、公立神崎、赤穂市民、公立宍粟、公立八鹿、県立丹波、県立淡路
救急科						<ul style="list-style-type: none"> ○連携施設 北播磨総合、県立淡路、公立豊岡
整形外科						<ul style="list-style-type: none"> ○連携施設 市立西脇、北播磨総合、市立加西、公立神崎、赤穂市民、公立朝来、県立丹波、県立淡路

③ 精神保健指定医育成コース

- ＜背 景＞ 身体疾患合併患者を診療できる精神保健指定医の確保が急務のため設定
- ＜概 要＞ 後期研修1年目までに専門医申請資格の取得を可能（前期派遣1年目は内科、前期派遣2～3年目は連携施設、後期研修1年目は基幹施設）とし、後期派遣では精神科の連携施設へ派遣
- ＜募集定員＞ 若干名

区 分	臨床研修	前期派遣		後期研修		後期派遣
年 次	1～2年目	1年目	2～3年目	1年目	2年目	1～2年目
診療科	臨床研修	内科	専門研修プログラム		サブスペ研修等	
精神科	<ul style="list-style-type: none"> ・へき地医療拠点病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・へき地医療拠点病院 ・へき地市町立医療機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○連携施設 市立加西 公立豊岡 県立淡路 	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹施設 神戸大学病院 	後 期 研 修 先 医 療 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ○連携施設 各専門プログラム 連携施設
精神科を標榜する医療機関						

7 義務年限終了後

引き続き、兵庫県病院局によるキャリア形成支援を受けながら兵庫県職員として勤務が可能

令和 2 年度 県養成医師派遣計画について

区分	派遣に関する基本的な考え方	対象医療機関
臨床研修 (卒後 1 ～ 2 年目)	<ul style="list-style-type: none"> ○できる限り本人の希望を尊重した研修先に派遣 ＊病院の受入可能人数を勘案 ○派遣先のプログラムに従って研修を実施 ＊へき地医療に関わりがある病院で、プライマリケアの基本的診療能力を習得 	<ul style="list-style-type: none"> ○県内のへき地医療拠点病院（基幹型臨床研修病院） ○神戸大学医学部附属病院 ○兵庫医科大学病院
前期派遣 (卒後 3 ～ 5 年目)	<ul style="list-style-type: none"> ○へき地等での医療提供体制を確保するために勤務 ○将来の専門能力取得を見据え、派遣先の診療体制に支障がない範囲で、本人が希望する分野の研修を受けることが可能 ○専門研修プログラム取得に配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ○県内のへき地医療拠点病院及びへき地 5 法による指定地域を有する市町内の市町立医療機関等 ○県健康福祉事務所
後期研修 (卒後 6 ～ 7 年目)	<ul style="list-style-type: none"> ○研修を行う医療機関及び診療科とも、本人希望を尊重 ○研修先での勤務を通じて、より高度で専門的な医療技術を修得 ○大学病院や県立病院などの高度専門医療機関での研修も可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○県内のへき地医療拠点病院 ○県内の公的医療機関 ○県内の独立行政法人国立病院機構が設置する病院 ○県内の地方独立行政法人が設置する病院 ○自治医科大学、神戸大学、鳥取大学、岡山大学の各医学部附属病院 ○兵庫医科大学病院 ○知事が特に認める国内外の保健医療施設（1 年以内）
後期派遣 (卒後 8 ～ 9 年目)	<ul style="list-style-type: none"> ○へき地等での医療提供体制を確保するために勤務 ○派遣先の診療体制に支障がない範囲で本人が希望する分野の研修を受けることは可能 ○臨床研修及び前期派遣等の期間にある県養成医師に対し、指導的役割を發揮 	<ul style="list-style-type: none"> ○県内のへき地医療拠点病院及びへき地 5 法による指定地域を有する市町内の市町立医療機関等 ○県健康福祉事務所

※ 県養成医師のキャリア形成を支援するうえで、義務年限を中断することが必要な場合、1 年間に限り認めることを可能とする

県養成医師の派遣数・研修先について

区分	医療機関名	臨床研修			前期派遣			後期研修			後期派遣			合計				
		R1	R2	R2-R1	R1	R2	R2-R1	R1	R2	R2-R1	R1	R2	R2-R1	R1	R2	R2-R1		
但馬	拠点病院	公立豊岡病院	5	5	0	6	8	2			0	1	1	0	12	14	2	
		公立八鹿病院		1	1	2	3	1			0	2	2	0	4	6	2	
	その他 公立医療機関	公立出石医療C			0	1	2	1			0	1		-1	2	2	0	
		公立日高医療C			0	1	1	0			0			0	1	1	0	
		公立朝来医療C			0	2	2	0			0		1	1	2	3	1	
		公立村岡病院			0	2	2	0			0			0	2	2	0	
		公立香住病院			0	1	1	0			0	1	1	0	2	2	0	
	公立浜坂病院			0	1	1	0			0	1	1	0	2	2	0		
小計		5	6	1	16	20	4	0	0	0	6	6	0	27	32	5		
北播磨	拠点病院	市立西脇病院	7	8	1	4	4	0			0	1	2	1	12	14	2	
中播磨	拠点病院	製鉄記念広畑病院	3	3	0			0			0			0	3	3	0	
	その他 公立医療機関	公立神崎総合病院			0		1	1			0			0	0	1	1	
小計		3	3	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3	4	1		
西播磨	拠点病院	赤穂市民病院	6	6	0	3	3	0		1	1	1	1	0	10	11	1	
		公立宍粟総合病院	3	5	2	2	4	2			0	1	1	0	6	10	4	
小計		9	11	2	5	7	2	0	1	1	2	2	0	16	21	5		
丹波	拠点病院	県立丹波医療C	7	7	0	3	5	2	2	3	1			0	12	15	3	
淡路	拠点病院	県立淡路医療センター	4	4	0	3	6	3	2		-2		1	1	9	11	2	
臨床・後期研修		神大附属病院		2	2			0	1		-1			0	1	2	1	
		神戸医療C中央市民			0			0	1	1	0			0	1	1	0	
		県立尼崎医療C			0			0	2	3	1			0	2	3	1	
		県立ひょうごこころの医療C			0			0		1	1			0	0	1	1	
		兵庫医科大学病院	1		-1			0				0			0	1	0	-1
		県立西宮病院			0			0		1	1				0	0	1	1
		県立姫路循環器病C			0			0	2		-2				0	2	0	-2
		加古川中央市民										0			0	0	0	0
ささやま医療C			0			0		1	1				0	0	1	1		
病休・中断			1	1	2	1	-1			0				0	2	2	0	
計		36	42	6	33	44	11	10	11	1	9	11	2	88	108	20		